

令和3年度第1回墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会【書面会議】
今回の諮問案件について（承認を求める内容の説明）

【議題2】特定公的給付に係る個人情報の本人外収集、目的外利用及び外部提供の一括承認について

1 個人情報の例外的な取扱いについて

区が個人情報を収集する場合は、できる限り利用目的を特定した上で、本人に明らかにしなければならないと墨田区個人情報保護条例（平成2年墨田区条例第19号）で定められています。

そして、「1 本人以外からの収集（本人外収集）」、「2 利用目的の範囲を超えた利用（目的外利用）」、「3 利用目的の範囲を超えた外部への提供（外部提供）」の3つの取扱いについては、原則、禁止されています。

ただし、これら3つの取扱いについては、「ア 本人の同意がある場合」、「イ 法令等に定めがある場合」、「ウ 区民の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ない場合」、「エ 運営審議会が必要であると認めて承認した場合」など、条例に定める場合に該当するときは、例外的に行うことができることとなっています。

また、上記ウ又はエに該当して、これら3つの取扱いを例外的に行った場合は、原則、本人にそのことを通知することになってはいますが、運営審議会が特に通知する必要がないと認めた場合は、本人への通知を省略することができます。

これらの運営審議会の承認事項について、このたび、諮問させていただきます。

2 諮問事項について

今回、子育て支援課から、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）事業に係る個人情報の例外的取扱いについて諮問の依頼がありました。新型コロナウイルス感染症の影響により、国民の生活や経済は依然として厳しい状況にある中、今後も類似事業の実施に伴う同種の事案が見込まれ、いずれも極めて迅速な対応が求められます。昨年度も複数の同種の事案について承認をいただきました。

そこで、個々の事案ごとに当運営審議会を開催するのではなく、このような公的給付における包括的な基準（類型）について承認し、今後、その基準に該当する事案については改めて当運営審議会へ諮問する必要がないこととして取り扱う「一括承認事項」方式として諮問することとしました。

資料3にあるとおり、「国民の生活や経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に、又は経済事情の急激な変動による影響を緩和する等のために支給される公的給付（個別の法律の規定によらないものに限る。）」の基準に該当する公的給付を行うときは、支給対象者の抽出、支給要件の該当性の

判定等に必要な個人情報の「本人外収集」・「目的外利用」・「外部提供」を行うものとして差し支えないか、御審議をお願いします。

3 一括承認基準該当例の事業概要について

前項の諮問事項に該当する事例として、子育て支援課で新たに実施する「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）事業に係る個人情報の本人外収集、目的外利用及び外部提供」について、資料4及び資料5で御説明させていただいております。

低所得のひとり親世帯については、令和2年度第2回墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会において承認をいただいた後、給付金を支給しておりますが、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯にも全国一律の取組として給付金を支給することになりました。この給付金の支給に当たって、支給対象者の大部分を占める児童手当又は特別児童扶養手当の受給者については、申請手続きをすることなく速やかに支給するため、児童手当受給者台帳及び特別児童扶養手当受給者台帳の氏名、住所、登録口座等の個人情報を目的外利用する必要があります。

また、同一の支給対象児童に、給付金が支給されるのは1回限りのため、墨田区に転入してきた支給対象者の養育する児童が、他の自治体で既に給付金の支給対象児童であった場合には支給できません。このような場合に、他の自治体に給付金の支給状況を本人外収集する必要があります。

反対に、他の自治体から墨田区における給付金の支給状況の照会があったときは、外部提供する必要があります。

4 書面会議に当たって

書面会議では、諮問内容についての御説明が資料の送付のみとなるため、分かりにくい点などがあるかと存じます。どんなに小さなことでも構いませんので、同封した「意見・質問用紙」にぜひ御記入いただき、事務局にお送りいただくようお願いいたします。御提出いただいた意見に対する区の考え方や、質問に対する回答等をまとめ、改めて皆様にお送りします。

なお、今回、皆様からの意見等の御提出と区の回答等の返信については、2回ずつ行う予定です。

大変お忙しい中、短期間で多くの資料等をお読みいただき、御意見等の提出をお願いすることになり、御迷惑をお掛けしますが、どうか御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

【運営審議会事務局】

墨田区総務部総務課文書管理係

電話 03 - 5608 - 6241（直通）